

議案第105号

静岡市都市山村交流センター条例の一部改正について

静岡市都市山村交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市山村交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市都市山村交流センター条例（平成15年静岡市条例第350号）の一部を次のように改正する。

別表1 施設使用料の表を次のように改める。

1 施設使用料

(1) 静岡市藁科都市山村交流センター

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
体験学習室	1,000円	1,340円	2,350円
総合学習室	1,000円	1,340円	2,350円
地域交流室	2,010円	2,680円	4,700円

(2) 静岡市賤機都市山村交流センター

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
地域交流室	1,150円	1,520円	2,680円
体験学習室	490円	670円	1,170円
集会室A（ステージを含む。）	2,010円	2,680円	4,700円
集会室B	2,010円	2,680円	4,700円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市都市山村交流センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく都市山村交流センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。